

資料 4

H26.12.18

保健福祉協議会説明

新たな生活困窮者自立支援制度

根拠法令：生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

施行期日 平成27年4月1日

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、

住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

【必須事業】 補助率3/4

・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

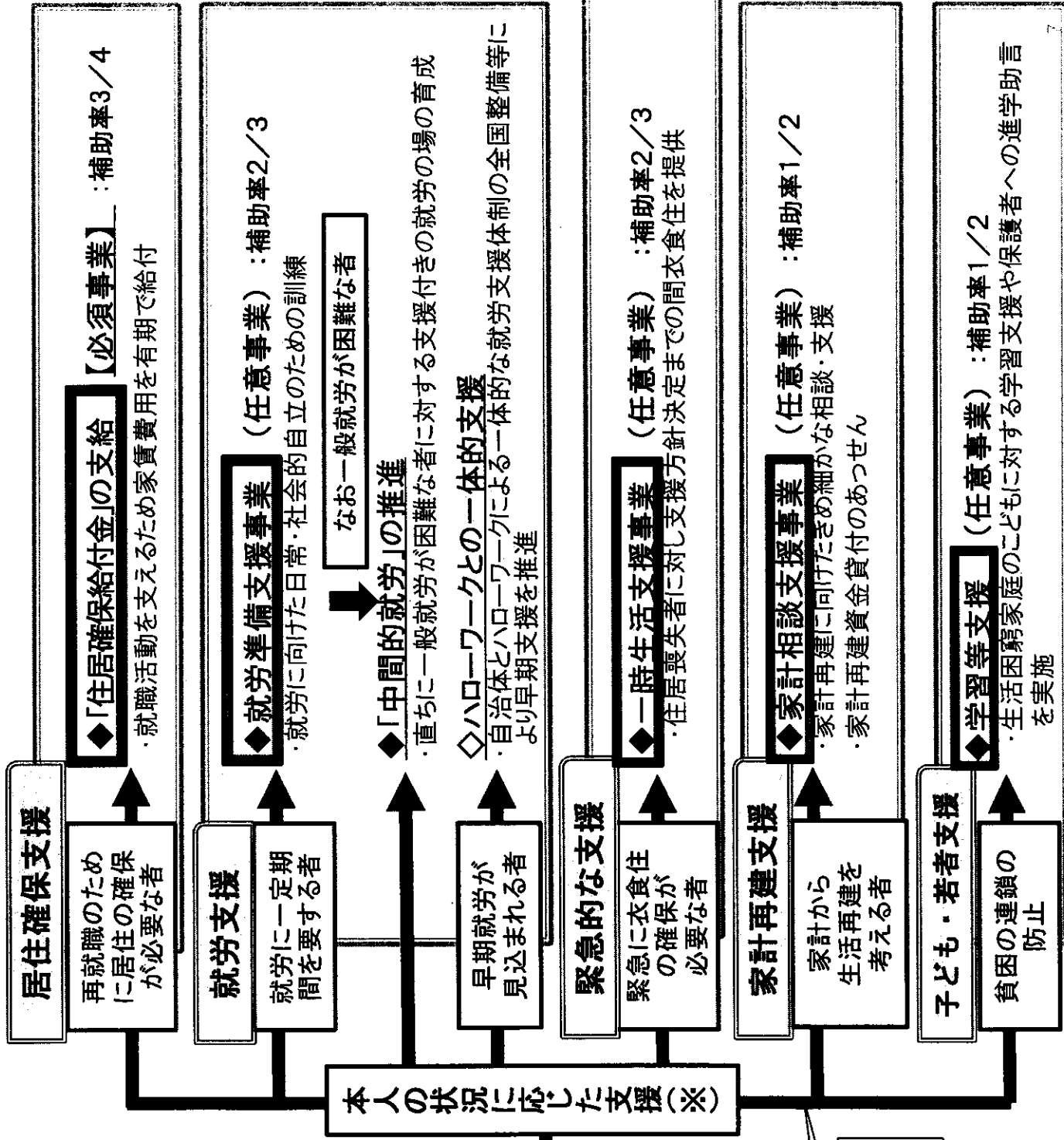
・①主任相談支援員(社会福祉主事等有資格者)、②相談支援員、③就労支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成

・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意



自立相談支援事業について

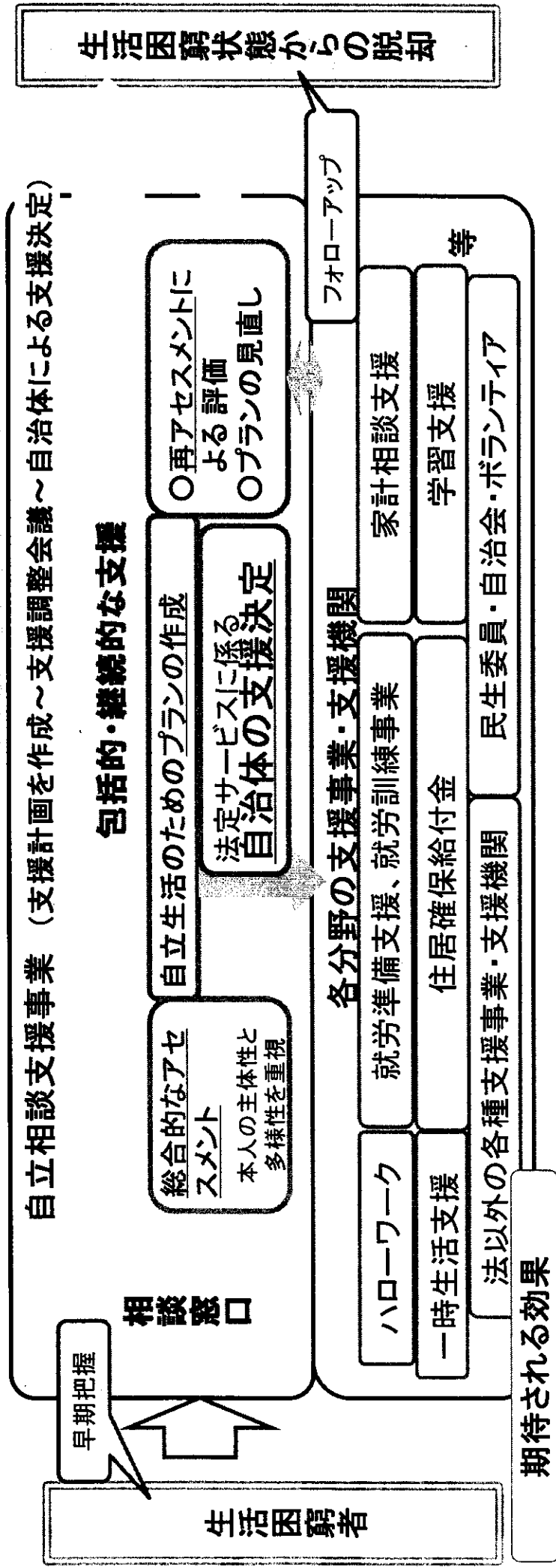
新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により庁内・関係機関との連携体制を構築し、実施。

※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

○ 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
- ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

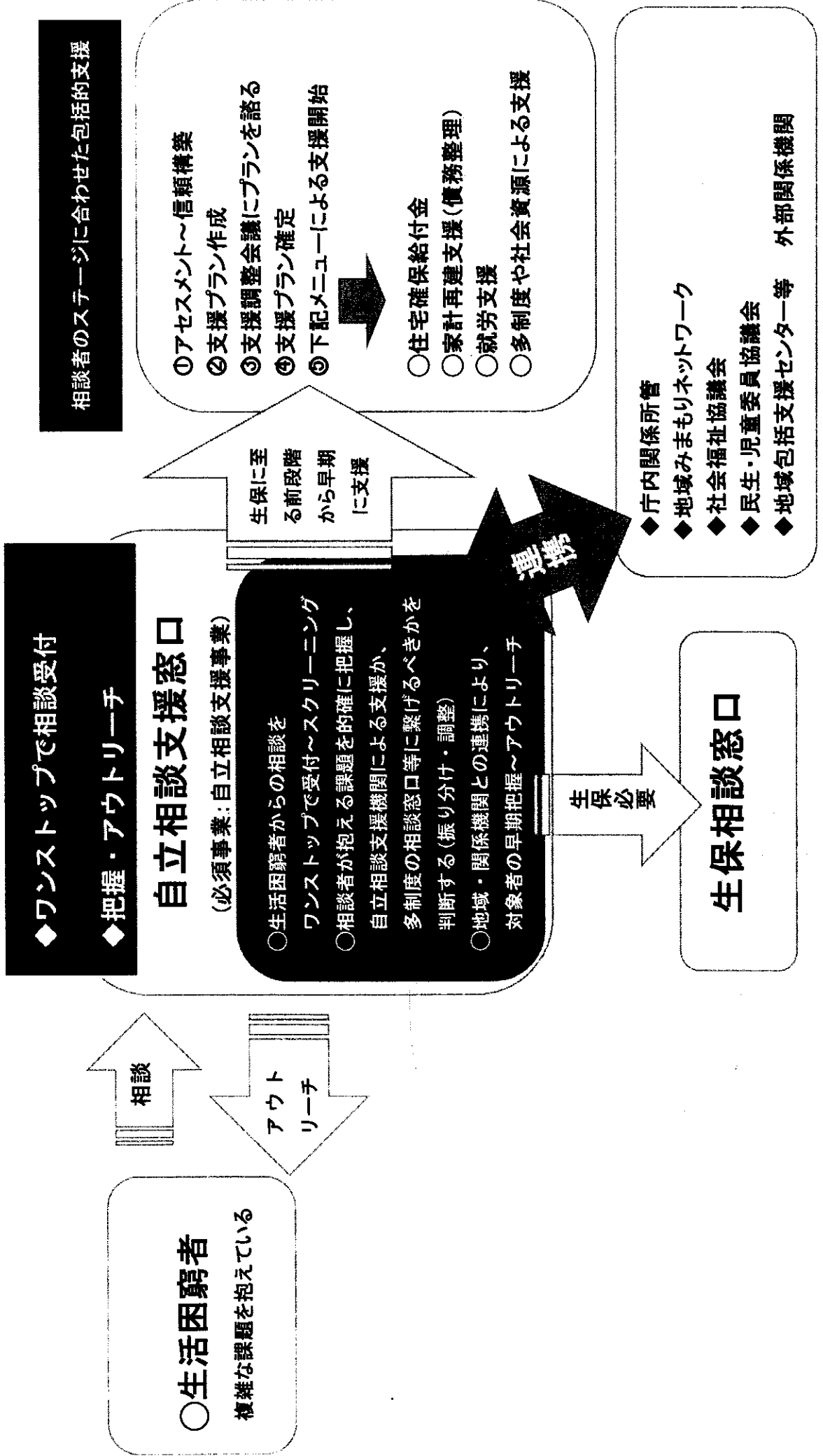


○ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。

○ 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業スキーム (案)

取扱注意



東村山市生活困窮者自立支援制度【学習支援事業】

＜学習支援事業の必要性＞

東村山市の子どもを取巻く現状

生活困窮家庭

- 学費・塾代を捻出できない
- 教育の機会が制限される

将来、貧困の可能性大

生活保護受給世帯

- 劣悪な学習環境
- 保護者の教育意識の低さ
- 乱れた生活習慣



一般家庭より低い高校進学率

困窮・生保家庭一体的支援

「貧困の連鎖」防止の取組

学習支援事業

＜事業目的＞

- 学習の習慣づけ
- 居場所づくり（塾の代わりではない）
- 学力向上
- 保護者の教育意識向上

＜事業内容＞

- 子どもへの働きかけ
- 学習スペースの提供等
- 保護者への働きかけ
- 定期的な家庭訪問等
- 学校関係との連携